

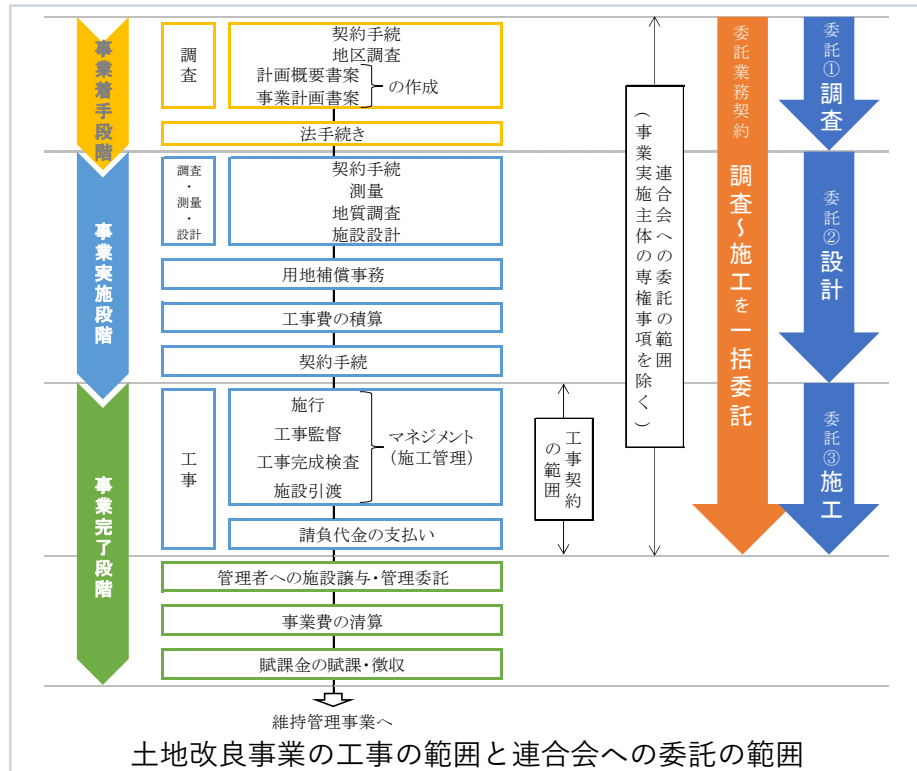
16 その他の業務について

(1) 会員から委託を受けて行う土地改良事業の工事

令和4年4月に改正土地改良法が施行され、連合会が会員から委託を受けて土地改良事業の工事を行うことが可能となりました。

委託できる「工事」の範囲は、建設工事の施行のみではなく、工事に必要な調査・計画・測量・設計等の業務に加え、工事監督等の工事施行に係る事務等も含まれます。

本会は、会員の皆様のご要望にお応えし、土地改良事業の工事を支援します。



(2) 男女共同参画、いわて水土里ネット女性の会

令和3年3月に閣議決定された土地改良長期計画において、2025年度までに土地改良区（土地改良区連合含む）の理事に占める女性の割合10%以上とする成果目標が設定されました。本会は、県内土地改良区における男女共同参画を推進しています。

令和3年度には「いわて水土里ネット女性の会」を発足し、研修会や先進地研修などを行い、円滑な推進に向けて取組を強化しています。



いわて水土里ネット女性の会
@iwate.midorinet.jyoseinokai・農業サービス

メッセージを送信

(3) 広報、教育活動

本会の取組や農業農村整備事業の理解を深めてもらうため、絵画コンクールや写真コンクールを開催しているほか、機関紙の発行やメール、ホームページなどを使い、各種情報を提供しています。

また、土地改良区役職員に対する研修会や技術者に対する講習会・研修会を始め、地域の小学生への出前授業などを実施し、農業農村整備に関わる人材の育成に取り組んでいます。



(4) 要請活動、政策提案

会員の要望に応え計画的な事業推進を図るためには、安定的な農業農村整備事業関係予算の確保が必要不可欠です。本会は、必要な予算の継続的な措置とともに農業農村の振興に必要な支援策について、国や県などへ要請活動を行っています。

